（削る）

（削る）

（削る）

（道路利用調整室並びに企画官及び道路利用調整官）

第六十六条　路政課に、道路利用調整室並びに企画官及び道路利用調整官それぞれ一人を置く。

2　道路利用調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路の行政監督に関する事務で道路の利用に関すること（道路利用調整官が所掌するものを除く。）。

二　高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の利用に関すること（道路利用調整官が所掌するものを除く。）。

三　（略）

3・4　（略）

（管理企画指導室及び下水道国際・技術室並びに下水道事業調整官及び下水道国際推進官）

第六十二条の四　下水道企画課に、管理企画指導室及び下水道国際・技術室並びに下水道事業調整官及び下水道国際推進官それぞれ一人を置く。

2　管理企画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道企画課の所掌事務に係る官民の連携に関すること。

二　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関する事務（下水道事業課及び流域管理官の所掌に属するもの並びに同法に規定する発生汚泥等の処理に関することを除く。）で下水道の維持その他の管理の調査、指導及び監督に関すること。

3　管理企画指導室に、室長を置く。

4　下水道国際・技術室は、下水道に関する国際協力並びに技術の研究及び開発に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　下水道国際・技術室に、室長を置く。

6　下水道事業調整官は、命を受けて、下水道の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

7　下水道国際推進官は、命を受けて、下水道部の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに外国の行政機関その他の者との調整に関する事務（下水道国際・技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（事業マネジメント推進室）

第六十二条の五　下水道事業課に、事業マネジメント推進室を置く。

2　事業マネジメント推進室は、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　事業マネジメント推進室に、室長を置く。

（流域下水道計画調整官）

第六十二条の六　下水道部に、流域下水道計画調整官一人を置く。

2　流域下水道計画調整官は、流域管理官のつかさどる職務のうち流域別下水道整備総合計画に係るもの、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する事務のうち下水道に係るもの及び雨水出水浸水想定区域に係るものを助ける。

（道路利用調整室及び企画官）

第六十六条　路政課に、道路利用調整室及び企画官一人を置く。

2　道路利用調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路の行政監督に関する事務で道路の利用に関すること。

二　高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の利用に関すること。

三　（略）

3・4　（略）